

敬語接頭辞「み」の成立・試論

—濱田敦氏説統貂—

吉野政治

1

接頭辞「み」を一般・美称・称詞・敬語の四用法に分けて考えてみたいと思う。

一般用法の「み」は、それが冠する語の意味する事物が畏怖すべき呪的威力のあることを示すものである。例えば、

足柄のみ、坂かしこみくもり夜の吾が下延へを言出つるかも（万、十四・三三七一）

の「み」であり、この「み」は足柄の坂が畏怖すべき靈域であることを示している。その靈威を畏んで、大事に秘めておくべき恋人の名を口に出してしまったことを悔いているというのが一首の意である。この「み」と同じような意味を持つ接頭辞に「い」がある。あるいは、この「い」は「み」の子音〔m〕が脱落したものと考えら

れよう。ミワイイワ（神酒）^①、ミカキイイカキ（斎垣）^②、ミブクシーグシ（斎堀串／斎串）^③などの例がある。「い」はまた、同じ意味を持つ形状言「ゆ」（斎）と転換する。^④

美称用法の「み」は、一般用法の「み」から呪的意味あいが薄れ、神聖な・齋み浄めた美しさを示すものから、単に清らで美しいことを示すものへ変化したものであると考えられる。前述の「い」「ゆ」もまた、同様に美称用法の接頭辞に変化していく可能性が有ることが指摘されている。^⑤したがって、この美称用法の「み」は、一般用法のそれと同じく、本来、下の語を修飾限定するものである。しかし、語自体の意味が更に希薄化していくに従って、単に事物を美しくいうだけのものとか、更には、単に語調を整えるためのもの、あるいはミヤ（宮）・ミネ（峰）・ミチ（道）など普通語の一部分と解されるようになったものも出てくるようになる。これらも広義の美

称用法の「み」といってよいだろう。例えば、

斯くしてやなほや老いなむ、雪降る大荒木野の小竹にあらなくに

(万、七・一三四九)

の「み」は、美称本来の用法であろうが、やがては単に雪を美しくいったものと解されたり、単に語調を整えるものと解されるようになる。

称詞用法の「み」は、実際には美称用法のものと見分けがたいものであるが、従来、美称の「み」と言われていたものの中には、前述の、一般用法の「み」それ自体の意味が変化したものだけではなく、次のような方法で成立しているものもあると考えられるので一項を立てることにする。すなわち、語の意味としては一般用法のものと同じであるが、下の語を実質的に修飾限定せず、ただ良い意味の語として形式的に冠され、冠された語の意味する事物を讃称える働きをしているものである。金子武雄氏は、こうした方法で事物を讃め称えるものを称詞とし、単に事物を美しくいうものと誤解されやすい美称の用語をさけている。例えば、「玉垣」という語は「玉で飾った垣」という意味でも、「(玉のように)美しい垣」という意味でもなく、呪的信仰の対象となっている玉の名を形式的に冠することによって、神社の垣を讃め称えたものである。(この称詞用法の「み」については、なお後述する。)

敬語用法の「み」は、冠せられた語の意味する事物の所有者への、話し手の敬意を示すために置かれるものである。例えば、

豊国の企玖の池なる菱の末を採まむとや妹がみ、袖濡れけむ(万、

十六・三八七七)

の「み」は、「袖」が呪的威力のあることを示しているものでも、清浄な美しさを持つことを示しているのでも、また「袖」を讃め称えているものでもない。「袖」の所有者である「妹」への作者の敬意(この場合は親愛の意)を示すものである。

この敬語用法の「み」は、多くの辞書類には一応「美称」(本稿でいう一般・美称・称詞用法のもの)と区別されて記述されてはいるが、接頭辞「み」の見出しの下に二者が並べられていたり、別々に見出しが立てられていたりであって、同一語の異なる用法と考えられているのか、あるいは別語として扱われているのかは必ずしも明らかではない。しかし、その関係を明記しているものを見ると、石坂正蔵氏の『敬語史論考』には、

此の敬称と美称の「ミ」に関して、敬意の「ミ」がもと美称の「ミ」から生まれたものであり、美称の「ミ」と美称の「マ」とあり、その『古事記伝』卷三には

凡て真と御とは本通ふ辞なるを、やや後には分て、御は尊む方、

(中略) 眞は美稱と甚しく云と全きことに用ふ。されど、古の言の遣れるはなほ通はして、眞熊野とも三熊野とも云える類多く、又眞と云べきを御と云へるも御空御雪御路など多かり。

とある。これらは美称用法の「み」から敬語用法の「み」が生じたとする説である。また、『岩波古語辞典』には、

ミ(靈)と同根。古くは、神・天皇・宮廷のものを表わす語。仏教が広まるにつれてミダウ(御堂)・ミノリ(御法)などとも使うようになり、更に尊敬の接頭語となった。また(用例略、前出)一音節語の上に冠した場合は二音節語を形成して敬意が薄れ、そのまま普通語となったものもある。後世は、単なる美称または音調を整えるための語のように受けとられるに至った。

という説がある。これは、「神・天皇・宮廷のものを表わす語」としての「み」から敬語用法の「み」、さらに、(あるいは、および)美称用法の「み」が派生したとする説である。この説は、前の宣長・石坂説と全く異なるものであるが、ともに、敬語用法の「み」と美称用法の「み」とは語源を同じくするものであって、互いに関連するものと見る点では一致している。おそらくは、前述の辞書類でも、見出しの立て方の差はあるが、同様の考え方であろう。本稿もまた、これらと同じく美称・敬語(および一般・称詞)用法の「み」は互いに関連するものであって、語源を異にするものではないとい

う考え方に立つが、美称(また一般)用法の「み」と敬語用法の「み」とでは、冠せられる語に対する働き方が著しく異なることは気になるところである。ところが、従来の説明では、この点について特に言及することは無かったようである。ただ、次節に掲げる濱田敦氏が唯一の例外であろう。

2

敬語接頭辞の用法が他の接頭辞の用法と異なる点を、濱田氏のとめるところで再度示すと次のようになる。すなわち、日本語における、いわゆる接頭辞というものは、「一般に、その冠せられる語、或は語幹の意味を限定するもののみであって」「意味限定詞として、むしろ、名詞乃至本来の形容詞的な性質を多分に持っているものと云わなければならない」ものであるが、敬語の接頭辞は「尊敬されるべき主体にかかわる事物について、それを表わす語に特別な修飾語を冠し、それが尊敬すべきものである所以、或は、それに対する話し手の尊敬の意志を表現すると云う手段」である。

濱田氏は、さらに「一般に接頭辞を名詞に冠すると云うことは、日本語の本質にもとるものではないにしても、それを特に『敬語』のそれと限定した場合、果して、日本語固有の表現法と考へ得るか」と云う点については、なお疑うべき余地が残されている様に思われ

る。」と述べられ、中国語の「大」「御」「美」「貴」「台」「宝」「令」「尊」など敬語接頭辞的形容語詞の影響を想定されたのであった。

「大」の場合は、その字音が「大」の様な重母音を含むもので「御」と同様日本語の音韻組織にそぐわないために、これをそのまま借用せず、字形訓として、日本語に置き換えてとり入れたとも解釈できるものであるが、「み」の場合は、その様な障害が考えられないため、これを「美」の字音として、そのまま借用したと考えることは許されないであろうか。

すなわち、敬語接頭辞「おほ」については「大」の字形訓説、同「み」については「美」の字音説である。

本稿は、右の濱田説のうち、「み」を「美」の字音とする点に対してのみ、これもまた「御」の字形訓ではないかという説を出すにとどまるものである。

3

後世の加点のものを含むが日本書紀の訓に次のような例がある。

【内】内のもは中国にも見られる字並びのものであることを示し、岩・前・凶・北・寛の略号はそれぞれ岩崎本平安中期点および院政期点・前田本院政期点・凶書寮本院政期点・北野本院政期点・寛文九年板本の訓であることを示す。

王【王子】^{ミコノミ} 皇極紀三年十一月・岩

王【王船】^{ミコノネ} 景行紀四十年是歳・北

王【王師】^{ミコノシ} 雄略紀九年三月・前

王【王諱】^{ミコノシノミ} 雄略紀四年二月・凶

王前^{ミコノマヘ} 景行紀四十年是歳・寛

王歌^{ミコノウタ} 景行紀四十年是歳・寛

帝^{ミコノミコ} 垂仁紀五年十月・寛

宮【宮垣】^{ミヤノカキ} 仁徳紀元年正月・寛

宮【宮牆】^{ミヤノカキ} 神代紀下・寛

官【官軍】^{ミヤノイクサ} 雄略紀八年三月・前

これら「王」「帝」「宮」「官」という漢語は、文字とおりの意味で下の語を修飾限定している。すなわち、名詞が形容詞的に機能して、「王の何」「帝の何」「宮の何」「官の何」といった意味を表わしているものである。これらの熟語に施された訓中の「み」は敬語接頭辞と説明されるのであろうが、むしろ、天皇や宮廷のものを表わす語とみた方が漢語熟語の構成と良く対応することになる。前掲『岩波古語辞典』にも同様の用法の「み」が考えられているが、「み」(靈)と同根することをみれば、おそらく、次のような考えによる

ものと思われる。文献では専ら接尾辭的に用いられている例しか見られないが、「み」(靈)は本来独立した名詞であり、その名詞「み」が事物名に冠されて形容詞的に機能して、「靈神」の何」という意味を果すようになる^⑩。これがやがて神に準じる天皇にも、さらには宮廷のものにも使われて「天皇の何」「宮廷の何」という意味にも拡がっていった、と。前掲の漢語熟語の訓に施されている「み」は、このような形容詞的に機能している名詞「み」と考えられないかと思うのである。

ところで、『時代別国語大辞典・上代編』に敬語接頭辭「み」の冠せられた語が意味する事物の所有者が次のように整理されている。

- (イ) 天皇・皇族ひいては宮中・朝廷の物
- (ロ) 神に関する物
- (ハ) 仏の物
- (ニ) 一般に尊い人の物

このうち、(ハ)は仏教が拡まってからのことであり、(ニ)は(イ)の更に敬意の低まったものとすれば、(イ)と(ロ)に冠されるものを本来の用法と言うことができる。更に、天皇と神は区別できない所もあり、(イ)と(ロ)は「神・天皇・皇族ひいては宮中・朝廷の物」とひとつにまとめることができよう。このことは、前述の名詞「み」が形容詞的に機能している場合と全く同じであることに注目したいのである。

敬語接頭辭「み」の成立・試論

しかし、「王」「帝」「宮」「官」などの漢語は敬語接頭辭の用法を持つものではない。従って、これらの漢語の影響を受けて、名詞「み」から敬語接頭辭「み」が派生したということは考えられないが、同様に神・帝そのものを指す名詞用法も持ち、かつ敬語接頭辭の機能をも果す漢語があり、それに「み」の訓が施されている例がある。

【聖】^{ミオホフ} 孝徳紀大化三年四月・北

【皇祖】^{ミオヤ} 允恭紀即位前紀・凶

【皇子】^{ミコ} 景行紀四年二月・北

【皇孫】^{ミマコ} 斉明紀四年五月・寛

皇産靈、此云美武須毗。神代紀上一書訓注

【皇戸】^{ミカド} 安康紀元年二月・凶

【皇師】^{ミイサ} 神武即位前紀・伊勢本

【皇軍】^{ミイクサ} 神武即位前紀・同右

【皇舟】^{ミフネ} 神武即位前紀・寛

【皇弓】^{ミナ} 神武即位前紀・寛

【天恩】^{ミツツクシヒ} 継体紀七年六月・前

【天慈】^{ミツツクシヒ} 欽明紀十四年八月・寛

【天命】^{ミコトノメ} 天智紀七年六月・寛

神【神酒】^{ミカヅ} 舒明紀四年十月・凶

【神靈】^{ミカド} 仲哀紀元年十一月・寛

神府^{ミツラ} 垂仁紀八十八年七月・寛

さらに、『大漢和辞典』等のいずれの辞書にもあげられていないが、

穂田定樹氏が宋書・延喜式・小右記・権記・左経記から、帝自身を

指す名詞用法の存在を示された「御」^①もこれらの中に入るものである。

御【御船】^{ミフネ} 仲哀紀八年正月・北

【御膳】^{ミツケ} 雄略紀十二月四月・前

【御魂】^{ミタマ} 崇神紀六十年七月・北

【御坐】^{ミマ} 顕宗紀即位前紀・寛

【御席】^{ミマツ} 神代紀上本文・寛

御統、此云美須磨麿。神代紀上本文訓注

御馬^{ミウマ} 雄略紀即位前紀・前

御裔^{ミアトスエ} 顕宗紀即位前紀・凶

御食^{ミクシ} 景行紀十八年三月・北

御笠^{ミカサ} 神功紀撰政前紀三月・北

御調^{ミツネ} 允恭紀四十二年正月・北

御使^{ミツカヒ} 応神紀四十一年二月是月・北

御窟院^{ミツノクワ} 天武紀朱鳥元年七月・北

御所^{ミヤト} 垂仁紀八十八年七月・寛

御莖^{ミツクサ} 仲哀紀八年正月・寛

御心^{ミココロ} 神功紀撰政元年十二月・寛

御田^{ミタ} 神代紀上本文・寛

御手^{ミテ} 神代紀上本文・寛

御警^{ミツバ} 神代紀上本文・寛

御話^{ミツワタ} 神武即位前紀・寛

御寶^{ミツタカラ} 崇神紀六十年七月・寛

御孫^{ミマゴ} 垂仁紀廿五年三月・寛

これらの「聖」「皇」「天」「神」「御」も、本来は名詞であり、それが形容詞的に機能して、「聖の何」「皇の何」「天の何」「神の何」「御の何」という意味を表わすものであったであろう。それがやがて、敬語接頭辞としての機能をも併せ持つようになったものと思われる。そして、これらの漢語に対応している「み」もまた、本来は名詞であり、それが形容詞的に機能して、「神・天皇ひいては宮廷の何」という意味を表わしていたものと考えられるが、また、敬語接頭辞とも解されるようになっていたのである。この形容詞的機能

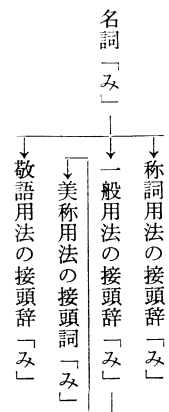
を果していた名詞「み」が、対応するこれらの漢語が名詞用法とともに併せ持つもうひとつの用法、すなわち敬語接頭辞の用法の影響を受けて、敬語接頭辞「み」に変化する可能性は大きいものと思われる。

ただ、注意すべきことは、これら「聖」「皇」「天」「神」「御」の中で敬語接頭辞「み」の用字として定着したのは「御」のみであるということである。このことは何を意味しているのだろうか。この「御」字は、同じく敬語である動詞用法を持ち、それが我が国でも多用されている。したがって、この字は敬語と関わり深いという用字意識があったものと思われる。この用字意識の上に、敬語接頭辞「み」は「御」の字形訓として成立していったということを、このことは示しているのではないだろうか。「聖」「皇」等いずれもその可能性を持っていた中で、ひとりその可能性を現実化していった「御」によって、それまで漢語熟語の訓としてのみ存在していた敬語接頭辞「み」は、自由に様々な語にも冠し得るものとして独立していったのである。¹³⁾

4

前節までに述べたことを踏まえて、接頭辞「み」の各用法を整理すると、大体次のように図式化できるであろう。

敬語接頭辞「み」の成立・試論



すなわち、畏怖すべき霊的存在そのものを表わす語「み」があり、これが、一方では、畏怖すべき呪的威力あることを表わす一般用法の接頭辞「み」となった。¹⁴⁾ この一般用法の接頭辞「み」からやがて美称用法の接頭辞「み」が派生してゆく。また他方では、名詞「み」は漢語の影響を受けて、神・天皇ひいては宮廷の物に冠される敬語用法の接頭辞「み」となった。ただ、前述のように、日本語における接頭辞の中で、敬語のそれは異質な働き方をすることは等閑視できないことである。したがって、前者の場合は問題は無いが、後者の場合は、日本語には無かった表現法の外国語からの受け容れという問題が考えられたのであった。この受け容れを可能にしたのが、称詞用法の接頭辞「み」の存在ではなかったであろうか。称詞用法の「み」は、その語の持つ実質的な意味で下の語を修飾限定するのではなく、形式的に冠されるものである点、敬語用法のそれと似ている。違うのは、敬語用法の「み」が、冠する語の意味する事物の所有者を敬うためのものであるに對し、称詞用法のそれは、冠する語の意味する事物そのものを讚め称えるためのものであるという点

である。しかし、この、称詞をある事物名に冠するということで、その事物の所有者に敬意を払うということは修辭的表現としてあつたはずである。

ただ、この称詞用法の「み」は美称用法のそれと区別つきがたいものであることは前述のとおりであるが、次のような例がある。

大【大饗】 齊明紀五年三月是月・北

【大殿】 天武紀即位前紀・寛

大恩 天武紀八年二月・北

大山 景行紀四十年是歳・寛

鴻【鴻恩】 神功紀撰政五十一年三月・寛

【鴻澤】 神功紀撰政五十年五月・寛

威【威儀】 允恭紀八年二月・凶

【威勢】 景行紀四十年十月・寛

尊【尊號】 景行紀廿七年十二月・寛

【尊顔】 崇神紀十年九月・寛

玉 玉床 履中紀即位前紀・凶

宝【宝府】 垂仁紀八十八年七月・寛

これら「大」「鴻」「威」「尊」「玉」「宝」等の漢語は、濱田氏が日

本語の敬語接頭辞「み」「おほ」の成立に関係するものとして注目された敬語接頭辞的形容語詞に属するものである。右に掲げた日本書紀の用例はすべて、神・天皇・宮廷に関する事物に対して用いられた熟語であり、したがって、その訓みに現われた「み」も単に美しいという意味を表わしたり、冠された事物を単に美しく言っているもの（すなわち美称用法の接頭辞）とするより、神・天皇ひいては宮廷の物に冠されるという限定の生きていると考えられる称詞用法のそれと考えた方が良いであらう。

しかし、「大」「鴻」「威」「尊」「玉」「宝」等の漢語は、神・天子・宮廷そのものを意味することもなく、敬語接頭辞となっても、それらに関する事物にのみ冠せられるというものでもない。この点、敬語用法の接頭辞「み」の本来の用法と異なるので、これらの漢語を敬語用法の接頭辞「み」の成立に直接影響を与えたものとは考えにくいのである。

注① 「哭澤の神社に神酒△三輪▽す禱祈れどもわご玉は高日知らしぬ」(万、三・二〇二)、「伊和の村△本の名は神酒なり」(万、酒を此の村に醸みましき。故、神酒の村といふ)。(播磨国風土記・宗糸郡)

② 「三語の神名火山に立ち向ふ三垣△三垣△の山に」(万、九・一七六一)、「ちはやぶる神の齋垣△伊垣△も越えぬべし今はわが名の惜しげくも無し」(万、十一・二五六三)

③ 「龍もよみ籠持ち搦申もよみ搦申△美夫君志△持ち」(万、一・一)